

社会福祉法人普門会 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人普門会（以下「この法人」という。）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第2章に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、理事長の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 理事長を除く役員に対しては、理事会出席等、必要な都度、定額を支払うことが出来る。
- 3 評議員に対しては、評議員会出席等、必要な都度、定額を支払うことが出来る。
- 4 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。
- 5 苦情解決第三者委員、評議員選任・解任委員会に対しては、会議出席等、必要な都度、定額を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 960,000 円以内とする。

- 2 この法人の理事長の報酬総額は、年間 600,000 円以内とする。
- 3 この法人の全監事の報酬総額は、年間 120,000 円以内とする。
- 4 この法人の理事長の報酬月額は別表1のとおりとする。
- 5 理事長を除く役員の報酬等は、別表2に基づき支払うものとする。
- 6 評議員の報酬等は、定款第九条に定める金額の範囲内において、別表3に基づき支払うものとする。
- 7 苦情解決第三者委員及び評議員選任・解任委員会の報酬等は、別表4に基づき支払うものとする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張基準に準じて出張費として支給することができる。
- 3 理事長には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 理事長の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に支払うものとする。

- 2 理事長以外の役員及び評議員の報酬等は、必要な都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は令和5年2月2日から施行する。

別表 1（理事長の報酬）

	月 額
理事長	50,000 円

別表 2（理事長を除く役員の報酬）

（１）理事

	日 額
理事会等会議への出席の都度	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤の都度	5,000 円

※上記報酬の金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の額とする。

（２）監事

	日 額
監事監査等への出席の都度	5,000 円
理事会、評議員会等会議への出席の都度	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤の都度	5,000 円

※上記報酬の金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の額とする。

別表 3（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席の都度	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

※定款に定める総額を超えることはできないことに留意すること。

※上記報酬の金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の額とする。

別表 4（苦情解決第三者委員・評議員選任・解任委員）

	日 額
会議等の出席の都度（苦情解決第三者委員会）	5,000 円
会議等の出席の都度（評議員選任・解任委員会）	5,000 円

※上記報酬の金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の額とする。